

令和3年3月19日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 重 信 好 範 | 2番 山 田 真一郎 | 3番 増 田 誠 宏 |
| 4番 徳 岡 真 紀 | 5番 掛 田 勝 彦 | 6番 中 原 秀 樹 |
| 7番 月 橋 寿 文 | 8番 伊 藤 芳 則 | 9番 山 村 恵美子 |
| 10番 宍 戸 稔 | 11番 新 田 真 一 | 12番 藤 岡 一 弘 |
| 13番 横 光 春 市 | 14番 鈴 木 深由希 | 15番 黒 木 靖 治 |
| 16番 藤 井 憲一郎 | 17番 弓 掛 元 | 18番 保 実 治 |
| 19番 大 森 俊 和 | 20番 竹 原 孝 剛 | 21番 齊 木 亨 |
| 22番 杉 原 利 明 | 23番 新 家 良 和 | 24番 小 田 伸 次 |

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

| | |
|-----------------|----------------|
| 市 長 福 岡 誠 志 | 副 市 長 堂 本 昌 二 |
| 副 市 長 堀 川 亮 | 総 務 部 長 細 美 健 |
| 経営企画部長 宮 脇 有 子 | 地域振興部長 中 原 みどり |
| 市民部長 上 谷 一 巳 | 福祉保健部長 牧 原 英 敏 |
| 子育て支援部長 松 長 真由美 | 市民病院部長 片 岡 光 子 |
| 産業振興部長 中 廣 晋 | 事務部長 |
| 併農業委員会事務局長 | 建設部長 坂 井 泰 司 |
| 水道局長 明 賀 浩 富 | 危機管理監 川 村 道 典 |
| 教育長 松 村 智 由 | 教育次長 甲 斐 和 彦 |
| 君田支所長 小 田 邦 子 | 布野支所長 長 田 瑞 昭 |
| 作木支所長 矢 野 美由紀 | 吉舎支所長 伊 達 浩 史 |
| 三良坂支所長 古 野 英 文 | 三和支所長 曲 田 憲 司 |
| 甲奴支所長 秋 山 和 宏 | 監査事務局長 新 田 泉 |
| | 併選挙管理委員会事務局長 |

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | |
|----------------|-----------------|
| 事務局長 池 本 敏 範 | 次長兼議事係長 明 賀 克 博 |
| 政務調査係長 石 田 和 也 | 政務調査主任 中 田 秋 子 |

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|--------|--------------------------------|--|
| 第 1 | | (総務常任委員長報告 7 件) |
| | 議案第20号 | 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第24号 | 三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第25号 | 三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第26号 | 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第27号 | 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第28号 | 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| 第 2 | | (教育民生常任委員長報告14件) |
| | 議案第21号 | 三次市精神障害者医療費支給条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第22号 | 三次市医師育成奨学金貸付条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第29号 | 三次市重度心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第30号 | 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第31号 | 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第32号 | 三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第33号 | 三次市老人集会施設設置及び管理条例を廃止する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第34号 | 三次市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| | 議案第35号 | 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| 議案第36号 | 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業 | |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>議案第37号</p> <p>議案第38号</p> <p>議案第46号</p> <p>議案第48号</p> | <p>の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>指定管理者の指定について（原案可決）</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）（原案可決）</p> |
| 第 3 | <p>議案第23号</p> <p>議案第39号</p> <p>議案第40号</p> <p>議案第41号</p> <p>議案第42号</p> <p>議案第43号</p> <p>議案第44号</p> <p>議案第49号</p> | <p>（産業建設常任委員長報告 8 件）</p> <p>三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>工事請負契約の締結について（原案可決）</p> |
| 第 4 | <p>議案第 2 号</p> <p>議案第 3 号</p> <p>議案第 4 号</p> <p>議案第 5 号</p> <p>議案第 6 号</p> <p>議案第 7 号</p> <p>議案第 8 号</p> <p>議案第 9 号</p> <p>議案第10号</p> | <p>（予算決算常任委員長報告19件）</p> <p>令和 3 年度三次市一般会計予算（案）（原案可決）</p> <p>令和 3 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>令和 3 年度三次市診療所特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>令和 3 年度三次市介護保険特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>令和 3 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>令和 3 年度三次市土地取得特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>令和 3 年度三次市病院事業会計予算（案）（原案可決）</p> <p>令和 3 年度三次市水道事業会計予算（案）（原案可決）</p> <p>令和 3 年度三次市下水道事業会計予算（案）（原案可決）</p> |

| | | |
|-----|--------------------------------------|--|
| | 議案第12号 | 令和2年度三次市一般会計補正予算(第12号)(案)(原案可決) |
| | 議案第13号 | 令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決) |
| | 議案第14号 | 令和2年度三次市診療所特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決) |
| | 議案第15号 | 令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決) |
| | 議案第16号 | 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決) |
| | 議案第17号 | 令和2年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)(原案可決) |
| | 議案第18号 | 令和2年度三次市病院事業会計補正予算(第3号)(案)(原案可決) |
| | 議案第19号 | 令和2年度三次市下水道事業会計補正予算(第3号)(案)(原案可決) |
| | 議案第47号 | 令和3年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)(原案可決) |
| | 議案第56号 | 令和3年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)(原案可決) |
| 第 5 | 議案第50号 議案第51号 議案第52号 議案第53号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) |
| 第 6 | 議案第54号 | 三次市教育長の任命の同意を求めることについて(同意) |
| 第 7 | 議案第55号 | 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて(同意) |
| 第 8 | 発議第2号 | 三次市議会会議規則の一部を改正する規則(案)(原案可決) |

令和3年3月三次市議会定例会議事日程（第6号）

（令和3年3月19日）

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|--|--|
| 第 1 | | （総務常任委員長報告7件） |
| | 議 20 | 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）……………308 |
| | 議 24 | 三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案）308 |
| | 議 25 | 三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）……………308 |
| | 議 26 | 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…308 |
| | 議 27 | 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………308 |
| | 議 28 | 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）308 |
| | 議 45 | 広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について……………308 |
| 第 2 | | （教育民生常任委員長報告14件） |
| | 議 21 | 三次市精神障害者医療費支給条例（案）……………310 |
| | 議 22 | 三次市医師育成奨学金貸付条例（案）……………310 |
| | 議 29 | 三次市重度心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例（案）……………310 |
| | 議 30 | 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）……………310 |
| | 議 31 | 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………310 |
| | 議 32 | 三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例（案）…310 |
| | 議 33 | 三次市老人集会施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）……………310 |
| | 議 34 | 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）……………310 |
| | 議 35 | 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）……………310 |
| 議 36 | 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）……………310 | |
| 議 37 | 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）……………310 | |

| | | |
|-----|------|--|
| | 議 38 | 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案） ……310 |
| | 議 46 | 指定管理者の指定について ……310 |
| | 議 48 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案） ……310 |
| 第 3 | | （産業建設常任委員長報告 8 件） |
| | 議 23 | 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（案） ……313 |
| | 議 39 | 三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案） ……313 |
| | 議 40 | 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ……313 |
| | 議 41 | 三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案） ……313 |
| | 議 42 | 三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例（案） ……313 |
| | 議 43 | 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案） ……313 |
| | 議 44 | 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） ……313 |
| | 議 49 | 工事請負契約の締結について ……313 |
| 第 4 | | （予算決算常任委員長報告 19 件） |
| | 議 2 | 令和 3 年度三次市一般会計予算（案） ……314 |
| | 議 3 | 令和 3 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） ……314 |
| | 議 4 | 令和 3 年度三次市診療所特別会計予算（案） ……314 |
| | 議 5 | 令和 3 年度三次市介護保険特別会計予算（案） ……314 |
| | 議 6 | 令和 3 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） ……314 |
| | 議 7 | 令和 3 年度三次市土地取得特別会計予算（案） ……314 |
| | 議 8 | 令和 3 年度三次市病院事業会計予算（案） ……314 |
| | 議 9 | 令和 3 年度三次市水道事業会計予算（案） ……314 |
| | 議 10 | 令和 3 年度三次市下水道事業会計予算（案） ……314 |
| | 議 12 | 令和 2 年度三次市一般会計補正予算（第 12 号）（案） ……314 |
| | 議 13 | 令和 2 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案） 314 |
| | 議 14 | 令和 2 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 3 号）（案） ……314 |
| | 議 15 | 令和 2 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案） ……314 |
| | 議 16 | 令和 2 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案） ……314 |
| | 議 17 | 令和 2 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）（案） ……314 |
| | 議 18 | 令和 2 年度三次市病院事業会計補正予算（第 3 号）（案） ……314 |

| | | |
|-----|------|-----------------------------------|
| | 議 19 | 令和2年度三次市下水道事業会計補正予算(第3号)(案) ……315 |
| | 議 47 | 令和3年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案) ……315 |
| | 議 56 | 令和3年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案) ……315 |
| 第 5 | 議 50 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…318 |
| | 議 51 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…318 |
| | 議 52 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…318 |
| | 議 53 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…318 |
| 第 6 | 議 54 | 三次市教育長の任命の同意を求めることについて…319 |
| 第 7 | 議 55 | 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて…320 |
| 第 8 | 発 2 | 三次市議会会議規則の一部を改正する規則(案) ……321 |


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和3年3月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

三次市議会では、アルコール消毒の遂行、マスク着用、マスク着用での発言、約1時間ごとの休憩と換気、また、傍聴席においても、3密の状態を避けるために一部入場の制限など、新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じてまいりました。おいでくださいました、また御視聴いただいた皆様には、御不便をおかけしたり、聞きづらい部分があったかもしれませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は24人であります。

本日の会議録署名者として、掛田議員及び中原議員を指名いたします。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

去る2月26日に開会いたしました本定例会におきましては、22日間にわたりまして、執行部から提出いたしました一般会計ほか8会計の令和3年度予算を始め49議案につきまして御審議いただきましたことに対し、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、東京都など、1都3県に発令中の緊急事態宣言が3月21日で解除されることが決定をされまして、広島県の感染状況もステージ1となっております。本市におきましても、1月23日以降、新規感染者は確認されておりません。改めまして、感染防止対策に懸命に取り組んでいただいております市民の皆様、事業者の皆様にご心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症のリスクは続いておりまして、広島県内でも感染が確認されている変異株の状況にも注視していかなければならない状況であります。市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、引き続き感染拡大防止対策を徹底し、細心の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、切り札として期待のかかるワクチン接種について、本市では、三次地区医師会の全面的な御協力の下で、患者の健康状態を把握されているかかりつけ医で接種を行う個別接種による三次方式を構築しております。現在、35の医療機関の協力を得まして、接種に向けた準備を行っております。三次市立中央病院でワクチン接種の医療機関向けの動画も作成し、三次市公式ユーチューブで投稿しておりまして、再生回数も順調

に伸びています。医師会でも積極的に研修等を開催されておりますし、医師会、三次市、そして中央病院が三位一体となり、今、準備を進めているといったような状況であります。通い慣れた医療機関での接種によりまして、特に高齢者の皆様には安心感が得られ、問診の時間短縮にも効果があるものと期待をしています。

なお、接種可能な医療機関においては、3月26日より市のホームページで公表していきたいという予定にしております。接種に向けまして、来週3月26日以降、高齢者の皆様向けの接種券及び予診票等を発送し、4月下旬に接種を開始する予定です。

新型コロナワクチンにつきましては、国においても調整中の内容も多く、市民の皆様には御不明な点というのも多いかと思えます。三次市では、3月中に新聞折り込みによって新型コロナワクチン接種についてお知らせするほか、市のホームページやスマートフォンのAIチャットボットによって新型コロナワクチンについてQ&A方式でお知らせする仕組みも4月から運用できるよう準備を進めています。

新型コロナウイルスの感染拡大は、ふだんの暮らしや健康な生活を揺さぶっているだけでなく、残念なことに、医療従事者や感染者等への差別、偏見なども引き起こしている状況であります。「たとえ新型コロナウイルスに感染しても、誰もが地域で笑顔の暮らしを取り戻せる社会に」との願いからシトラスリボンプロジェクトが生まれ、そして全国で広がっています。本市におきましても議会の皆様方がリボンを着用されておりますけれども、本市におきましても、このプロジェクトに賛同し、一人一人がお互いを思いやり、大切な人を守るため、また、不当な差別や偏見が起こらないよう、思いを一つにしてこの危機を共に乗り越えていきたいと強く決意をいたしております。全ての市民の皆様の御賛同を頂きますようお願い申し上げます。

この後、人事案件に係る議案を提案させていただくことにいたしておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、私からの行政報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告7件

議案第20号 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）

議案第24号 三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第45号 広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

○議長（新家良和君） 日程第1、議案第20号三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）外

6 議案を一括議題といたします。

議案 7 件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 大森総務常任委員長。

[総務常任委員長 大森俊和君 登壇]

○総務常任委員長(大森俊和君) おはようございます。総務常任委員長報告を行いたいと思いません。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案 7 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る 3 月 5 日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第 20 号三次市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)外 6 議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第 20 号三次市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)については、関係機関と連携し、名簿の取扱いや情報更新、要支援者の個別計画の作成及び個人情報の適切な取扱いの方法等について十分に準備をし、有効な制度を速やかに構築されたい。これまで以上に災害時における避難行動が迅速かつ円滑に行われることを期待申し上げます。

次に、議案第 45 号広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、経済、定住、観光など、あらゆる分野を通じて、本市の独自性を担保しつつ、魅力を十分に発信され、圏域の発展に努められたい。また、その協議等の経過については、適宜、議会にも報告をされたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(新家良和君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第 20 号外 6 議案を一括採決いたします。

議案 7 件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 教育民生常任委員長報告14件

議案第21号 三次市精神障害者医療費支給条例（案）

議案第22号 三次市医師育成奨学金貸付条例（案）

議案第29号 三次市重度心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第31号 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第32号 三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第33号 三次市老人集会施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第34号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第35号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第36号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第37号 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第38号 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第46号 指定管理者の指定について

議案第48号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第2、議案第21号三次市精神障害者医療費支給条例（案）外13議案を一括議題といたします。

議案14件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 鈴木教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 鈴木深由希君 登壇〕

○教育民生常任委員長（鈴木深由希君） 教育民生常任委員長の報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案14件について、その審

査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月8日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第21号三次市精神障害者医療費支給条例（案）外13議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第22号三次市医師育成奨学金貸付条例（案）については、周知活動や奨学生に対するフォローアップによって事業成果が上がるよう、長期的な視点を持って取り組まれない。

次に、議案第30号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）については、税率改正の必要性について市民に対する説明をこれからも丁寧に行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免等の継続の検討も続けられたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いします。

まずは反対討論を許します。

（8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

○8番（伊藤芳則君） 議案第30号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について反対討論を行います。

国民健康保険は、持続可能にするためと言いながら、県で統一化し、県内平準化していくこととしているが、三次市では、負担が大きくなるようにと2年置きに値上げをしていくこととしています。県内では低い位置にあると言いながら、2年経過した税率を来年度は値上げする改正案になっています。もともと高く負担が大きい国民健康保険税ですが、来年度の税率改正により、平均で大体1,700円の値上げということですが、国保世帯にとっては負担が増加することになることは明らかです。特に子供のおられる世帯では、均等割ということで、子供の人数分の負担も大きくかかってきます。

さらに、今年度はコロナ禍の影響で市民生活は大変な状況になっており、特に自営業者を始め、飲食業者やその関連業者では収入が大きく減少しています。死活問題にもなっておられます。現在、確定申告が行われており、多くの方が軽減になることは予想されますが、このような時期に公共料金である国民健康保険税の値上げをすることは、市民の生活を守る行政として許されるものではありません。国や県の制度であるから従うのでなく、市独自に対策を講じる

ことが今必要ではないでしょうか。このような時期に税率改正で値上げになる条例改正について反対討論とします。

○議長（新家良和君） 次に、賛成討論を許します。

（24番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 小田議員。

○24番（小田伸次君） 私は、議案第30号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、賛成の立場で討論をいたします。

この国民健康保険制度は、相互扶助の理念に基づいて行う医療制度であります。この国民健康保険制度というものを維持可能なものとするために、今回の条例案というのはとても大事なものだというふうに感じております。近年、今回の議会の中でも報告がありましたけども、がんの治療薬でも高額な治療薬が開発され、そういったものを投与し治療する、そういった国民の皆様に対して、こういった医療現場での進展もあります。国民皆保険、国民健康保険制度というものを継続していくためには、今、県と一緒にやっておりますけども、令和6年までの5年間の税を隔年で改正していき、激変緩和というものに取り組んでおるこの三次市の国民健康保険税条例、これはどうしても行わなければ、この国民健康保険制度というものを維持していくことは不可能ではないかというふうに考えます。

安心できる国民健康保険事業というものを継続していくために、確かに値上げということに関しては喜ばしいことではないかもしれませんが、このことを維持していくためには、これはどうしても必要なことだろうというふうに私は考えるものであります。

以上をもって賛成の討論といたします。

○議長（新家良和君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号外13議案を採決いたします。

初めに、議案第30号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

議案第30号は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第30号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 起立多数であります。

よって、議案第30号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第30号を除く議案13件について採決いたします。

議案第30号を除く議案13件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第30号を除く議案13件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号を除く議案13件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告8件

議案第23号 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例(案)

議案第39号 三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)

議案第40号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第41号 三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)

議案第42号 三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)

議案第43号 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)

議案第44号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)

議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長(新家良和君) 日程第3、議案第23号三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例(案)

外7議案を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 保実 治君 登壇]

○産業建設常任委員長(保実 治君) 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案8件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月4日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、さらには現地調査を実施し、慎重に審査をいたしました。

議案第23号三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例(案)外7議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第23号三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例(案)については、市民の理解を得

られるよう、制度の積極的な啓発を行い、防災・減災に努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号外7議案を一括採決いたします。

議案8件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号外7議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告19件

議案第 2号 令和3年度三次市一般会計予算（案）

議案第 3号 令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第 4号 令和3年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第 5号 令和3年度三次市介護保険特別会計予算（案）

議案第 6号 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）

議案第 7号 令和3年度三次市土地取得特別会計予算（案）

議案第 8号 令和3年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第 9号 令和3年度三次市水道事業会計予算（案）

議案第10号 令和3年度三次市下水道事業会計予算（案）

議案第12号 令和2年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）

議案第13号 令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
（案）

議案第14号 令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第15号 令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第16号 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
（案）

議案第17号 令和2年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第18号 令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）



議案第19号 令和2年度三次市下水道事業会計補正予算(第3号)(案)

議案第47号 令和3年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)

議案第56号 令和3年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)

○議長(新家良和君) 日程第4、議案第2号令和3年度三次市一般会計予算(案)外18議案を一括議題といたします。

議案19件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 宍戸予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 宍戸 稔君 登壇]

○予算決算常任委員長(宍戸 稔君) 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案19件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月10日から12日及び15日から17日に委員会を開催し、10日には市長の出席を求め、会派代表による令和3年度予算に関する総括質疑を行い、また、16日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会においてそれぞれ選定した重点項目について、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第2号令和3年度三次市一般会計予算(案)外議案17件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第3号令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

初めに、各分科会主査報告の要旨を申し上げます。

総務分科会からは、DX・スマートシティ推進経費については、広く市民に事業内容や利便性を分かりやすく周知し、設計段階から他部署との協議調整や情報通信分野に詳しい市民との事業連携の検討を行うとともに、コストを上回る事業成果を求める経営感覚を持って取り組むことが必要である。

定住対策経費については、本市の空き家バンク情報サイトの物件情報だけでなく、買物や通学距離などの生活関連情報など、利用者目線を意識した情報提供や公営住宅の活用など、引き続き調査研究を重ねられたい。また、今回提案された移住コーディネーターが集落支援員、住民自治組織と協働し、本市への関係人口・ツナガリ人口の拡大、そして定住・移住につながる取組となることを期待する。

教育民生分科会からは、学校給食調理場整備経費については、地産地消の推進のため、(仮称)学校給食食材安定供給協議会を新たに設立し、地産地消率30%をめざすとしているが、令和3年度一般会計予算(案)にはこれに係る予算が計上されておらず、協議会に対する取組が見えてこない。農林水産省の地産地消コーディネーターの活用なども検討し、積極的な食育、地産地消に取り組まれたい。

産業建設分科会からは、水道事業会計「水道広域連携」については、引き続き水の安全性を確保し、水道事業の広域連携を進めることを市民に十分に周知することが重要と考える。農業

振興経費「農地等保全事業（有害鳥獣対策）」については、今後も捕獲に携わる人材の育成が必要である。観光推進経費「三次版DMO事業」については、DMOで稼ぐ力を創出していくことや観光関係団体等のめざす方向を一つにしていくことを市として提案していくことが重要と考える。

次に、全体会の審査において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第2号令和3年度三次市一般会計予算（案）については、自治活動拠点施設管理経費の神杉コミュニティセンター改修工事にあつては、神杉地域の拠点整備に係るこれまでの取組の経過を踏まえ、地域との合意形成を十分に行った上で執行されたい。

土木費においては、災害復旧事業を優先するためにやむを得ず中断した計画について、災害復旧事業の進捗に合わせて積極的に再開を図られたい。

議案第8号令和3年度三次市病院事業会計予算（案）については、今後、厳しい財政状況の中で病院施設の改修などが必要になってくる。これに対応するための計画について検討されたい。

議案第9号令和3年度三次市水道事業会計予算（案）については、水道広域連携に当たって、将来的に水の需要に対し不均衡なく安定供給できること、災害に対する迅速な連携、負債整理を考慮した経営体制の確立を担保すること、施設の修繕・改修の計画的実施について、自主性を保ちながら、公共サービスが低下しないよう協議を進められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いします。

まずは反対討論を許します。

（8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

○8番（伊藤芳則君） 議案第3号令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税条例の改正でも述べましたが、持続可能にするためと言いながら、県で統一化することとしているが、三次市では、負担が大きくなるよう2年置きにじわりじわりと値上げしていくことになっています。県内では低い位置と言いながら、2年経過した税率を来年度は値上げになる改正になっています。もともと高く負担が大きい国民健康保険税ですが、来年度の税率改正により、平均で1,700円の値上げが行われます。国保世帯にとっては負担が増加することは明らかです。子供のおられる世帯では、均等割ということで、子供の人数分の負担も大きくかかってきます。三次市では、18歳まで医療費の助成で負担が抑えられています。

にもかかわらず、国保世帯では子供分の均等割を負担していることとなります。子供分の均等割は、市独自に行うには、2,000万円あれば軽減することができます。来年度の予算案には、繰入金で基金から6億3,505万円と、昨年と比べて半分しか補填分はありません。その分を市民の負担にすることにしてはどうかと思えません。

新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の活用もできるのではないのでしょうか。特に、今年度はコロナ禍の影響で市民生活は大変な状況になっており、自営業者を始め、飲食業者、その関連業者は収入が大きく減少しています。死活問題でもあります。現在、確定申告が行われていますが、多くの方が軽減になることは予想されますが、このような時期に公共料金である国民健康保険税の値上げで負担を増すことになることは、市民生活を守る行政として許されるものではありません。9,946人、6,288世帯の市民を守るための予算に使うことが必要ではないのでしょうか。

この立場から、国民健康保険特別会計予算案についての反対討論とします。

○議長（新家良和君） 次に、賛成討論を許します。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 藤井議員。

○16番（藤井憲一郎君） 議案第3号令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、受益の多寡によらず、被保険者の皆さんが応分の負担をしてお互いを支え合う相互扶助の理念に基づく医療保険制度であり、国民皆保険の最後のとりでであります。持続可能で安定的な医療保険制度の構築には、国民健康保険制度の持つ年齢構成、医療費水準の高さなどの構造的な問題への対応が不可欠であり、これに対応するため、国民健康保険制度の県単位化により、財政基盤の強化や事務の効率化を図ることとされています。

本市におきましては、県が示す保険税率を単年度で設定すると急激な負担になることから、令和6年度までの5年間の経過措置期間を設け、隔年で税率改正を行うことで負担感を少しでも減らそうと取り組んでおり、このことは、市民の皆様の御理解の下、着実に行われるべきだろうと思うものであります。よって、広く市民が安心できる国民健康保険事業とすべく、議会としても予算案を可決し、確実に事業が執行されることが必要であると考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（新家良和君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号外18議案を採決いたします。

初めに、議案第3号令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）を採決いたします。

議案第3号は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第3号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第3号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 起立多数であります。

よって、議案第3号令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号を除く議案18件について採決いたします。

議案第3号を除く議案18件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第3号を除く議案18件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号を除く議案18件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第50号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（新家良和君） 日程第5、議案第50号から議案第53号までの人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第50号から議案第53号までの議案4件について、一括して御説明申し上げます。

議案4件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。三次市の区域における人権擁護委員は24名で、そのうち4名の任期が令和3年6月30日をもって満了することに伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。なお、新たな任期は令和3年7月1日から3年であります。

最初に、議案第50号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の中村芳昭氏の任期が満了することに伴い、新たに行政豊彦氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第51号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の河野教恩氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第52号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の竹常明仁氏の任期が満了することに伴い、新たに小武正教氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第53号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の藤越秀明氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まずは議案第50号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり異議のないものと回答することに決しました。

次に、議案第51号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり異議のないものと回答することに決しました。

次に、議案第52号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり異議のないものと回答することに決しました。

最後に、議案第53号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり異議のないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第54号 三次市教育長の任命の同意を求めることについて

○議長（新家良和君） 日程第6、議案第54号三次市教育長の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第54号の議案1件について御説明申し

上げます。

議案第54号三次市教育長の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育長の松村智由氏の任期が令和3年4月30日をもって満了することに伴い、新たに迫田隆範氏を三次市教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、教育長の任期は令和3年5月1日から3年を予定しております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第55号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長（新家良和君） 日程第7、議案第55号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第55号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第55号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の深水顕真氏の任期が令和3年5月13日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、新たな任期は令和3年5月14日から4年であります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は同意することに決しました。

日程第8 発議第2号 三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

○議長（新家良和君） 日程第8、発議第2号三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

〔8番 伊藤芳則君 登壇〕

○8番（伊藤芳則君） ただいま御上程となりました発議第2号三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、齊木 亨議員、横光春市議員、黒木靖治議員、藤井憲一郎議員、藤岡一弘議員、掛田勝彦議員と私、伊藤芳則でございます。

本案は、全国市議会議長会において標準市議会会議規則の一部改正が行われたことに伴い、三次市議会会議規則における本会議や委員会の欠席事由及び請願に係る押印の規定について、その一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条及び第89条において、欠席事由として、公務、疾病、育児、看護、介護等を明文化し、出産について、産前産後期間の規定の整備を図るとともに、第136条において、請願に係る押印の規定を署名または記名押印に改めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで、先ほど教育長の任命を同意しました迫田隆範氏から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可します。

挨拶は、入場後、直ちに答弁席で行います。

それでは入場してください。

〔迫田隆範君 着席〕

○迫田隆範君 皆さん、おはようございます。迫田隆範と申します。発言のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、三次市教育長として皆様に御同意を頂き、誠にありがとうございます。重責に大変身の引き締まる思いでございます。

教育委員会は、まちづくりを担う人づくり、それを担う部署だと思っております。福岡市政がめざす誰もが誇りと希望を持ち、活力ある持続可能なまちづくりのために、誠心誠意取り組んでまいりたいと思います。もとより浅学非才ではございますが、持続可能な三次をつくり、支え、そして、次世代につなぐ人づくりに、これまでの取組を踏まえながら、至誠一貫、精いっぱい取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ格別の御指導、御支援を賜りますことをお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（新家良和君） 続いて、任期満了を迎えられます松村智由教育長から挨拶の申出がありましたので、これを許可します。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） お許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し述べたいと思います。

平成27年4月に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の大幅な改正により、教育長を市長が直接任命する制度になり、初めての教育長となりました。そして、同年5月から2期6年にわたり、三次市の教育行政をあずからせていただきました。

浅学非才な私でございますので、日々、責任の重大さを痛感しながらの勤務でございましたが、この間、議員の皆様の方の格別の御指導と御支援を賜り、大切な子供たちの命を守ること、そして、夢と志の実現に向け、学校、保護者、地域と共に取り組んできた情熱だけは誰にも負けないものと自負いたしております。

今後におきましても、三次市の次代を担う子供たちを支え、応援し続けたいと思います。議員の皆様、市民の皆様のお支えに改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

○議長（新家良和君） 松村教育長におかれましては、2期6年にわたり、本市の教育行政の発展に御尽力いただきました。議会を代表しまして、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、今年度末をもって退職されます三次市職員の皆様、長きにわたり、日々の公務に御尽力くださり、ありがとうございました。時には、災害等、有事の際に、家族があるにもかかわらず、昼夜を問わず、市民の生命と財産を先頭に立って守ってくださいました。心より感謝いたしますとともに、次の新たなステージで活躍されることを心よりお祈り申し上げます。

これにて令和3年3月三次市議会定例会を閉会いたします。

22日間にわたる御審議、大変御苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時58分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月19日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 掛田勝彦

会議録署名議員 中原秀樹